

会議録速成システムとは、会議室における手書き速記法による会議録作成方法に代わるもので、速記者が会議室に出場することなく、院内テレビ中継システムを活用して、会議の映像・音声データを速記者の自席のパソコンに配信し、執務室で視聴しながら原稿を作成し、会議録情報をより早期に提供することを可能とするシステムです。このシステムは、速記者が有する、発言を正確に聞き取る力や略語を用いた高速入力技術を生かすことができ、また映像・音声の大きさや再生速度を必要に応じて変更できるといった利点を持っています。なお、速記者が会議室に出場しないので、音源については十分な多重化を図って万全を期しています。

この会議録速成システムは、会議録の正確性を維持しつつ速報化を図り、原則、本院内のイントラネットにおいて、翌日すべての未定稿会議録情報を提供すること、手書き速記法によらない会議録原稿の作成を可能とすること、等を目的として開発されました。

本稿では、このシステムを構成する5つのサブシステム（映像・音声制御システム、作業・工程管理システム、原稿作成システム、摘録システム、ポータブル収録システム）のうち、摘録システムとポータブル収録システムについて触れることにします。

摘録システムとは、速記者が出場しないのを補うために開発されたシステムで、会議室に配置された摘録担当者が発言者、会議主宰者やその交代時間、会議の状況等、原稿作成に不可欠な情報をデジタルペンを用いて専用の摘録用紙に記入して電子送信し、速記者や校閲がその内容を自席パソコンでリアルタイムで参照するというものです。

ポータブル収録システムとは、院内テレビ中継がされない議院運営委員会、両院協議会、地方公聴会等に対応するために、音声をICレコーダー等で収録し、これをシステムに取り込んで原稿作成を行うというものです。

記録部では、平成20年の常会から、すべての会議について会議録速成システムを用いて会議録原稿の作成、校閲業務を行っています。平成20年は万全を期すために全会議に速記者が出場しましたが、平成21年の常会から、速報版発行対象会議及び院内テレビ中継の行われない会議等を除き、速記者は出場していません。

会議録速成システムは導入以来安定的に稼働し、現在、イントラネットで会議日翌日にすべての未定稿会議録情報を提供するという本システムの導入目的を達成しています。

最後に、新たな原稿作成者について触れておきます。

平成19年1月に速記者養成所が廃止されたため、新規速記者の配置は平成18年10月以来降行われていません。一方、記録部では定年退職者が毎年数名ずつ発生しているため、人員が減少し続けています。このため、平成22年度から、毎年数名の事務職員を対象として原稿作成者研修を行っていくこととしています。昨年7月に配属された第1期生については、原稿作成に必要な用字、様式等の基本的知識及び入力技能等に係る研修を経て、本年1月からベテラン速記者と2人1組で原稿作成業務を行うことになっています。

まつもと かずひで
（松本 一秀・記録部記録企画課）